

平成19年度 第2回金沢市入札制度評価委員会の審議の概要

開催日及び場所		平成19年8月22日(水) 金沢市役所 第3委員会室	
委員 (委員数5名) (出席数4名)		委員長 鴨野 幸雄(金沢大学名誉教授) 委員 春成 保(公認会計士) 委員 川村 國夫(金沢工業大学教授) 委員 坂井 美紀夫(弁護士) 委員 後藤 正美(金沢工業大学准教授) 欠席	
次第		1 開会 2 審議 工事に係る入札・契約手続きの運用状況等 (1)平成19年度発注工事について (2)発注工事に係る平均落札率について (3)入札参加資格停止等の運用状況について (4)談合情報への対応状況について 委託業務に係る入札・契約手続きの運用状況等 (1)平成19年度発注業務について 委員があらかじめ抽出した工事に係る業者選考等の経緯 3 閉会	
審査対象期間		平成19年4月1日～平成19年7月31日	
抽出案件		8件	
工事	制約付き一般競争入札	2件	・栗崎地区工業用地造成工事 ・専光寺町地内(1工区)(1-1工区)管渠築造工事
	指名競争入札	2件	・長土堀3丁目外3町地内下水道管渠修繕工事 ・新内川第二発電所導水路トンネル補修工事
	随意契約	1件	・福増町地内(4工区)(3-3工区)管渠築造工事並びにいなほ工業団地地内ガス管及び配水管布設工事(19-1工区)
委託	公募型指名競争入札	1件	・内川第1建設発生土処理施設実施設計業務委託
	指名競争入札	1件	・浅野川中学校校舎耐震補強設計業務委託
	随意契約	1件	・平成19年度 尾山町ほか3町地内(1-1工区)管渠築造工事実施設計業務委託
委員からの意見・質問、それに対する回答		意見・質問	回答
		別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による報告又は意見の具申		平成19年度の発注工事に係る入札・契約手続きの運用については、概ね適正に行われていると判断する。	

(お問合せ) 〒920-8577 金沢市広坂1-1-1
 金沢市総務局監理課
 電話:076-220-2101

別紙

総 括	
<p>各委員からの意見は、概ね以下のとおりであった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 低入札工事の品質確保の観点から契約後の履行確認体制の強化を図ること。 2. 低入札工事の今後の推移について注視し、低入札価格調査制度における数値的判断基準の見直しを検討すること。 3. 極端な低価格で落札した企業の経営状況の把握をすること。 4. 地元企業の育成・活性化及び優良施工に繋がる入札制度の検討をすること。 5. 個別工事の入札・契約事務の執行については、特に指摘事項はない。 <p>なお、意見の詳細は次のとおり。</p>	
意 見 ・ 質 問	回 答
<p>1 工事に係る入札・契約手続きの運用状況等について</p> <p>当該工事の施工体制の確認を行う場合において、下請業者に対する施工体制の確認はどのように行っているのか。</p> <p>低入札価格調査の数値的判断基準において、直接工事費、現場管理費、共通仮設費は適正な履行及び品質の確保に直結するものであり重点をおくべきではないか。逆に一般管理費については当該工事には間接的なものであるため影響は少ないと考えられ基準のあり方について見直す必要があるのではないか。</p> <p>一般競争入札の拡大等の影響で落札率が大幅に低下しているが、工事品質の低下、建設業の地域貢献意識の低下等が懸念される。当該価格で施工可能かは低入札価格調査で確認をして落札決定となるが、その後においても実際に施工が可能であったか、施工中及び施工後も含めて追跡調査をしてほしい。併せて、極端な低価格で落札した企業の経営状況についても把握をする必要があるのではないか。</p> <p>今年度の第1四半期の落札率の低下、低入札価格での応札の増加の原因をどのように考えているのか。また、今後の見通しはどのように考えているのか。</p> <p>低入札価格調査対象となった業者が工事によって複数社失格しているのはなぜか。低入札価格調査において一次審査にあたる数値的判断基準は周知されているのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 元請けから予め提出された下請人通知書及び施工体制台帳、並びに現場の立ち入り調査で確認している。 ・ 低入札価格調査の数値的判断基準及び調査項目等については、国等の状況も確認をしながら今後検討していきたい。 ・ 厳格な低入札価格調査と施工中における監督体制の強化、並びに立ち入り調査の回数を増すなどして対応している。今後も引き続き十分な体制で施工状況を確認し、併せて企業の経営状況等についても注視していきたい。 ・ 暖冬により工事進捗が順調で、今年度当初の手持ち工事がない業者が多いこと、一般競争入札の拡大、公共工事の減少等により受注競争が激化したと考えている。今後、各業者が手持ち工事を持つと徐々に競争も弱まると思われるが、厳しい現状に変わりはなく、今後の推移については注視していきたい。 ・ 予定価格及び一次審査における数値的判断基準の各項目の率は公表している。ただし、各項目の設計金額については公表していないため、各業者の積算において、いずれかの項目で基準を下回る数字になってしまう場合がある。

意見・質問	回答
<p>2 委員が予め抽出した工事に係る業者選考等の経緯</p> <p>粟崎地区工業用地造成工事</p> <p>本工事における施工中の履行確認体制はどうなっているか。</p> <p>中間検査は何回実施するのか。</p> <p>専光寺町(1工区)(1-1工区)管渠築造工事</p> <p>最低価格者が低入札価格調査の一次審査において失格しているがその内容はどのようなものか。</p> <p>同一の業者が工期が重複する複数の工事で低入札価格調査の対象となった場合、低入札価格調査の内容について何か考慮しているのか。また、当該対象工事の発注者が金沢市と企業局で違う場合でも考慮しているのか。</p> <p>長土堀3丁目外3町地内下水道管渠修繕工事</p> <p>この工事の設計金額における発注基準とは異なるランクの業者(JR指定業者)を指名しているが、何か規定を設けているのか。</p> <p>新内川第二発電所導水路トンネル補修工事</p> <p>当該工事の落札率が95%と比較的高い率となったのはなぜか。また、指名業者数が発注基準での業者数より少ないのはなぜか。</p> <p>福増町地内(4工区)(3-3工区)管渠築造工事並びにいなほ工業団地地内ガス管及び配水管布設工事(19-1工区)</p> <p>当該工事を随意契約した理由はどのようなものか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現場事務所を設置し、監督員が3人常駐して履行確認している。 ・ 2回以上実施する。 ・ 数値的判断基準で直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費の4項目のうちのいずれかで数値的基準を下回った場合のものである。 ・ 同一業者が複数の工事で低入札価格調査対象となった場合の調査では、労務者の確保、配置予定技術者、保有する機械類・資機材等を考慮している。また、発注機関が異なる場合でも手持ち工事の状況も含めて調査しており、今後も市長部局および企業局で充分に連絡を取りながら遺漏のないように対応していきたい。 ・ 当該工事はJR線路の下を横断して施工する工事である。JRとの申し合わせの中で従来より線路と近接した箇所では施工する場合はJRの指定業者(鉄道保安管理者が在籍している等)の中から指名している。 ・ 当該工事は限られた時間内に施工しなければならない特殊な工事であるため、同種工事の豊富な施工実績を持つ者を指名した者である。落札率については当該工事の特殊性や指名業者数が少なかったことが影響しているのかもしれない。 ・ 本来、当該工事は「いなほ工業団地造成工事」と同時に施工される工事であるが、予算措置の都合から後日発注することとなった。しかし、現場の管理上「いなほ工業団地造成工事」の施工業者に随意契約をすることで事前に審査会の承認を得ている。

意見・質問	回答
<p>内川第1建設発生土処理施設実施設計業務委託</p> <p>大手業者と地元業者の混合の入札が行われているが、地元業者だけでの入札にはならないのか。また、今後も地元業者に配慮する中で、地元業者が競争力つけていける対策が必要と思われる。</p> <p>浅野川中学校校舎耐震補強設計業務委託</p> <p>能登沖、中越と地震が相次いでいるなか、学校校舎の耐震化も重要なものになっている。学校校舎の耐震化の概要はどうなっているか。</p> <p>平成19年度尾山町ほか3町地内(1-1工区)管渠築造工事実施設計業務委託</p> <p>この業務の随意契約の理由は。また、予定価格について事前に相手に伝えて交渉するのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地元でできるものは地元で、というのが基本的な考え方である。ただし、業務内容によっては地元業者だけでは実績が少ないことから競争性が確保されない・施工能力にかける等の理由から県外大手業者との混合入札が行われるケースもでてくる。また、将来の一般競争入札の拡大に向けては、地元業者の育成についてできることが何なのか検討していきたい。 ・ 市立小中学校については、平成16年度で耐震化の一次診断を終了し、順次補強工事を実施している。平成18年度末で63%の建物で耐震化工事を終了しており、本案件を含むその他のものについて耐震補強設計業務を委託しているところである。 ・ 当該業務は過去に実施した設計業務について、排水系統を見直し、下水道設計計画を再度検討する業務であり、当該業務を行い、現場に精通した業者が行うことで円滑な遂行と経費節減が図れることから「競争入札に付することが不利と認められる場合」の規定に該当するとの判断から随意契約となったものである。また、予定価格については事前には公表していない。